

令和7年第4回広尾町議会定例会 第2号

令和7年12月3日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 斎藤弘樹	2番 尾矢利昭
3番 大庭克彦	4番 雄谷幸裕
5番 山岸謙一	6番 松田健司
7番 志村國昭	8番 浜野隆
9番 萬亀山ちず子	10番 前崎茂
12番 山谷照夫	13番 堀田成郎

○欠席議員（1名）

- 11番 渡辺富久馬

○出席説明員

町長	田中靖章
副町長	及川隆之
会計管理者	沖田一美
兼出納室長	沖田一美
総務課長	山崎勝彦
総務課参事	保坂一也
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭
併総務課主幹	北山誠
企画課長	鎌田慎
企画課長補佐	木下慶太
住民課長	柏崎弥香子
兼住民課長補佐	三浦直子
保健福祉課長	山畑裕貴
保健福祉課参事	宝泉大

兼老人福祉センター所長	山	畑	裕	貴
兼地域包括支援センター長	山	畑	裕	貴
兼健康管理センター長	宝	泉		大
健康管理センター次長	三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
兼子育て世代包括支援センター長	浜	頭		力
認定こども園ひろお保育園長	船	田	光	恵
豊似保育所所長	小	村	和	徳
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農林課長	寺	井		真
兼町営牧場長	寺	井		真
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	山	田	雅	樹
建設水道課長	楠	本	直	美
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	渡	辺	將	人
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
兼学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	☑	田	・	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
-------------	---	---	---	---

併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 鈴 木 孝 俊

併 書 記 長 山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 大 森 康 雄

事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基

事 務 局 次 長 佐 藤 直 美

総 務 係 主 事 補 別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠であります。11番、渡辺富久馬議員より欠席の届出があります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、尾矢利昭議員、7番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、4番、雄谷幸裕議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（雄谷） 私も、田中町長も、そして数多くの町民が、フンベの地下水で生活を営んできました。その地下水が噴き出ているフンベの滝を守るために質問いたします。

フンベの滝は、広尾町観光資源であり、観光名所であります。夏には滝の流れが涼しさを提供してくれ、冬になると滝の流れが凍りつき、見事な氷柱となって美しい自然の造形を見せてくれます。岩盤から地下水が直接噴き出している珍しい滝と言われてはいますが、滝の水量が近年、著しく少なく、今年の7月、8月の昆布漁のときに見てみますと、「噴き出す」という表現より「しみ出ている」程度でした。日高山脈襟裳十勝国立公園の見どころ22選に掲載されている写真では、物すごい滝の水量で、この写真を見たら行ってみたいとなりますが、現地に来てみますと、あれ、写真と違うなとなり、SNSで酷評されるのではないのでしょうか。

気象庁のデータを調べてみますと、広尾町の1991年から2020年、30年の年間平均降水量は1,709.2ミリ、降雪の深さは297センチです。フンベの海産干場のすぐ隣の太陽光発電設備は、運転開始となったのが2020年6月30日です。2020年から2024年の5年平均では降水量は1,565ミリで、30年間の年間平均より144.2ミリ少なく、降雪の深さでは257.4センチで、30年間の平均より39.6センチ少ない状況となっています。このように、降水量、降雪の少なさがフンベの滝の水量に影響していると思われませんが、原因はこれだけなのでしょう。気象の問題だけなのでしょう。

釧路湿原国立公園周辺での大規模太陽光発電所の乱立に歯止めをかけるため、釧路市では、出力

10キロワット以上の事業用太陽光発電所の建設を規制する条例が本年10月1日に施行されたところ
であります。

町内の各所で太陽光発電設備が建設され、運転されているところでもあります。本年3月に策定さ
れた「広尾町地球温暖化対策実行計画」の基本方針2の再生可能エネルギーの普及拡大の施策で、
太陽光発電などの町内への再生可能エネルギー導入・活用推進を図っていますが、その本文
には、「ただし、導入にあたっては本町の恵まれた自然環境の保全も十分考慮する」と明記されてい
ます。

地球環境を守るはずの再生可能エネルギーが自然を破壊しては、本末転倒であります。温室効果
ガスの削減、災害や土砂崩れを防ぐ、そして水の浄化など、これら森林が持つ多くの機能によって
フンベ地区、フンベの滝が守られてきました。森林を伐採しての太陽光発電設備の建設を規制する
条例が必要ではないでしょうか。町長の考えを伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、雄谷議員のご質問にお答えをいたします。

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により、猛暑や豪雨といった異常気象が頻発し
ており、本年9月には十勝地方で初めて線状降水帯が発生するなど、集中豪雨や台風等による自然
災害が増加しております。また、温暖化が進むことで、気温・海水温の上昇や降水量の増加、これ
らに起因した自然環境や生態系への影響等が懸念されております。本町におきましても、漁業、農
業といった第一次産業を中心に大きな影響を受けており、その対策は喫緊の課題となっていると
ころであります。

本町は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて取り組む「広尾町ゼロカーボンシティ宣言」を
令和6年6月に表明し、脱炭素化社会実現に向けた町の基本方針や具体的な目標などを定めた「地
球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本年3月に策定したところでもあります。この計画では、二
酸化炭素の吸収のために適切な森林整備を行うことや二酸化炭素排出の抑制、再生可能エネルギー
の導入などの取組を進めることとしております。

脱炭素化を進めるに当たりましては、資源量に限りがあり、二酸化炭素を多く排出する化石燃料
から再生可能エネルギーへの転換を推進していくことは非常に重要であります。しかし、脱炭素化
の推進における広尾町の最大の強みは、町の面積の約8割を占める森林による二酸化炭素の吸収で
あると考えております。それに加えて、議員からもありましたように、森林は多くの機能を持って
おります。その機能を十分に発揮させるためには、森林の適切な整備が必要であります。太陽光発
電設備を建設するために森林を切り開いていくことは、本町にとっては全く意味のないことであ
ります。

本町でも近年、各所に太陽光発電設備の設置が進んでおります。町といたしましても、計画に記
載していますとおり、「自然環境の保全も十分考慮する」ことが第一であると考えております。自然

や景観保護などの観点も踏まえ、設置を規制する条例につきましても、他自治体の例なども参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） それでは、二次質問になりますけれども、フンベの海産干場付近には既に太陽光発電設備が4か所運転されております。本年10月1日に着工されている太陽光発電設備、この工事標識を見ますと、事業区域面積が約8万平方メートル、発電出力は約2,000キロワット、来年の6月30日完成予定で工事が進められています。さらに、道道音調津陣屋線の脇には1,990キロワットの発電設備が2021年9月に運転開始となっております。

北海道は、釧路湿原周辺の大規模太陽光発電所の建設などの法令違反を受けまして、新たな再生可能エネルギーの建設計画に関する情報提供を10月に全市町村に要請したところであります。さらに、11月21日には、鈴木知事が事業者向けに、法令遵守、法令違反には厳正に対処する、地域との共生が大前提とのメッセージを発表されています。

さらに、道内自治体で大規模太陽光発電所の建設を規制する条例の制定、反対署名など住民団体による反対運動が展開されています。

政府も、釧路湿原国立公園周辺の大規模太陽光発電所建設をめぐる問題を受け、法律の改正方針をまとめた政府パッケージを年内に公表するとしています。

そこで伺います。町長は北海道、それから道内各地、政府の動きをどのように捉えているのかお尋ねいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、雄谷議員からご質問ありましたフンベの滝の関係でありますけれども、今年10月1日ということでありまして、フンベの滝の上段側といいますか、海産干場のある付近に、今、計画がされているところでありまして、この関係につきましては、現在まだ工事着工には至っていないところであります。

というのも、この設置をする事業者等々から、今、説明を聞いている段階でありまして、町として、この太陽光発電設備の設置に関し、意見を十勝総合振興局を通じて上げているところであります。その理由としまして、やはりフンベの滝の、今、議員からもあったように、最近の水の枯渇の部分、水が少なくなってきたという部分、あるいは過去にこのフンベ地区において大規模な土砂崩れがあったこと等々踏まえて、そういった災害防止、それから水源の涵養等も含めて、フンベの滝が昨年、国立公園から国立公園の区域内に指定されたということもありますし、そういったことで今、その懸念として振興局を通じて事業者に対し影響について確認を取っているところであります。

法律的に今現状、太陽光発電設備の工事について差し止めることは今の法律上はできないというふうに考えておりますけれども、先ほど来お話のあるとおり、やはりこのフンベの滝というのは、広尾町にとって昔から大きな観光資源でもありますし、地域の皆さんの憩いの場と申しますか、そういったところで認知をされているところでもあります。最近のフンベの滝の水量減少による影響等が直接太陽光発電の建設によってどうなるかということは、科学的に証明することは非常に難しいと言われておりますし、その証明をするには非常に長い時間もかかるということでもありますけれども、今現在のところそういった規制をするところは難しいのかなというふうには思っております。

今ご質問にあった北海道、道内各地の動き、それから国の動きについてのお話でありますけれども、大規模な太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの建設をめぐることは、議員からもありましたように、釧路湿原周辺での建設計画における法令違反ですとか、根室市では住民の反対が多いことから着工を延期するなど、トラブルが多く発生している状況であります。それを受けまして、北海道では11月21日に規制を強化する対策を発表しております。

現在の広尾町で行われている太陽光発電の部分については、振興局も通じて法令違反等には該当しないものであるというふうに確認を取っておりますけれども、議員からもありましたように、関係法令の遵守は絶対でありますし、法令違反には厳正に対処してまいります。また、地域との共生が何よりも大前提、この3つの柱を注視していきたいというふうに考えておりますし、また、本町としましても、地域と共生できない、地域の理解が得られない事業は当然望んでおりません。今後、太陽光発電設備の設置が民間事業者によって実施される際には、北海道が掲げる地域と共生する6つの要素、「関係法令等の遵守」「地域住民の理解」「自然環境の保全」、そして「生活環境の保全」「景観への配慮」「防災対策の実施」、これらを念頭に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、国も、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めるため、法令の改正や監視体制の強化など対応策を検討するという事でお聞きをしております。それらの動きも注視して、今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 今、冒頭、町長がフンベ地区の部分の経過、着工されていないということで説明もありましたけれども、昨日も見てきますと、実際に木は伐採されていません。ただ、資材はいっぱい運び込まれています。そこはもう着工していると。そして、工事標識に6月30日までに完成させると。今の段階では止めることもできないので、多分もうあれは着工しているのだなというような認識で私はいます。

脱炭素の実現には再生可能エネルギーは欠かせませんが、再生可能エネルギーと自然環境との調和を図ると。この包括的な法令の整備を国に働きかけていく必要があるのではないかと申します。フンベの滝が枯れてしまって、万が一観光資源としてのフンベの滝の名称を削除するようなことになっては、広尾町にとっては本当に大きな大きな損失になります。また、フンベの地下

水には、もう一つの役割があります。フンベの滝を守るためにも早急な対応が必要であります。

一次答弁で条例制定を検討するという答弁がありました。町民憲章の3つ目に「自然を愛し、きれいな町をつくりましょう。」とあります。自然を守るためにもスピード感が不可欠であるとも思っています。国への働きかけと併せて町長の決意を改めて伺います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 冒頭ありましたフンベの滝の部分でありますけれども、確かに工事には着工というか、伐採はしていないのですけれども、資材等の搬入等については、今、行われているところでもあります。先ほど私申し上げましたとおり、今、太陽光発電設備を建設する業者等々と協議をしているところであります。町のほうでやっぱり懸念している部分につきましては、計画しているところからの土砂の流出、それからフンベの滝の水量減少への影響、そして土砂崩れ災害防止、それから太陽光発電の事業の運転に関して年次報告をいただきたいということ、それから将来この太陽光発電事業、20年から30年と言われておりますけれども、この事業が終わったときの設備の撤去について、きちとした覚書等の回答をいただきたいということで申入れをしているところであります。また、よくあることなのですけれども、この太陽光発電事業というのは所有者が転々としていくというような状況が見受けられます。そういったところで事業者が替わった場合に適切な対応を取るよというところの申入れ、そういうところで町と事業者で今後、最終的にそういった部分も含めて協定というか、覚書というか、そういったことを締結するような形で進めているところでもあります。

今、議員からありましたように、このフンベの滝の景観、そして今後、国立公園になったフンベの滝が消滅してしまわないように、町民の財産として今後も守っていく覚悟であります。そういったことを踏まえて、現在、国が建設の規制や見直しについて検討しているというふう聞いております。十勝管内の状況等も情報収集しながら、町村会、そして十勝圏活性化推進期成会などを通じて国に対し要望してまいりたいというふう考えております。

また、北海道内においても、既に多くの自治体で設置等に関する条例が制定をされております。現状では町の条例の中で規制するというのは難しいというふうには考えておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり国の規制強化が今後進められるということでもありますので、そういった動向も見極めながら、早急に条例の策定に向けた作業に着手してまいりたいというふう考えているところでもあります。

1、議長（堀田） 次に、2番、尾矢利昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、2番（尾矢） 集いの杜についてお伺いいたします。

令和3年度から始まった林業・木材業の振興を目的に森林環境譲与税等を充当しスタートした「集いの杜プロジェクト」ですが、ホームページや最近の活動内容を見ますと、本来の趣旨とずれてい

るように思えます。

多くの人に来ていただき、そこで木に触れ、次世代の林業従事者や木製品職人の育成を図るとい
う担当課からのご説明がございましたが、令和6年度では来場者数約2,500名、木製品の売上高は約
10万円という状況で、現在の活動内容からは本来の目的の成果が上がるとは思えませんが、今後の
在り方を含め、次の点について町長に伺いたいと思います。

1点目、「集いの杜プロジェクト」がスタートした経緯について、どのような会議の下、決定され
たのか。また、どのような目標・目的を設定されたのか。

2点目、これまでの投資額と運営費、また、それに対する費用対効果から、どのように認識され
ているか。

3点目、令和8年度以降、毎年3,870万円と、約4,000万円近いお金を投入していく計画でありま
すが、現在の状況を踏まえて、本来の目的が達成されると認識されているか。また、各年度の事業
評価の中で、実績が伴わない場合は大幅な見直しや事業の廃止も視野に入れているか。

以上、3点についてお伺いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、尾矢議員のご質問にお答えいたします。

1点目ですが、集いの杜プロジェクトは、令和3年11月に旧野塚小学校の有効活用と林業
振興・木育推進・交流拠点などを目的に、関係3課が連携しながら検討会議を開き、進めてきたも
のであります。

当初は、「広尾町の林業をもっと町民に身近にすること」「子どもたちが木に触れる機会をつくる
こと」「廃校を地域の交流の拠点として再生すること」などを中心テーマとして、農林課と地域おこ
し協力隊が主担当となり、企画課、水産商工観光課、教育委員会を加えた4課による推進各課連携
会議の開催や、森林組合、商工会など関係団体の職員を交えたプロジェクトチームでの協議を行
いながら、事業化に向けて取組を進めてまいりました。

目的といたしましては、林業や町産材の魅力を分かりやすく伝える場の整備、木育・自然体験を
通じた次世代の育成、地域の交流の場づくりと旧野塚小学校の利活用など、令和4年4月に作成し
た実行計画書にも明記されているものであり、町が一貫して取ってきた基本的な方針であります。

2点目であります。

これまでの投資額についてであります。旧校舎を安全に使用するための改修工事や木工機械の
整備、備品購入などが中心であり、工事請負費、備品購入費、原材料費などに係る令和4年度の決
算から令和7年度予算までの投資額の累計は、おおむね4,200万円となっております。

令和5年度には、国のデジタル田園都市国家構想交付金や森林環境譲与税、ふるさと納税などの
財源を活用し、玄関ポーチの外壁と床の改修、まきストーブとペレットストーブの設置、ストーブ
設置に伴う煙突の設置と屋根の改修、カフェスペースやトイレの改修、各部屋の電気工事など総額

約2,890万円の改修工事を行っております。

運営費であります。ご承知のとおり地域おこし協力隊の人員費は国の特別交付税で措置されており、人員費を除く施設の維持管理費といたしましては、4年間の合計でおおむね680万円、単年で170万円前後となっております。

費用対効果の観点では、このプロジェクトで取り組んでいる大丸山森林公園をウッドランタンで飾るウッドイルミネーションが評価され、同公園への来場者の増に寄与しているほか、町内事業所をはじめ、サッポロファクトリーやホテル日航ノースランド帯広、道の駅かみしほろなど、町外へもイルミネーションの貸出しを積極的に行い、サンタランドウッドの普及啓発と併せて広尾サンタランドの知名度向上に努めており、好評を博しております。

また、月1回のペースで開催する体験イベントには、毎回多くの方が来場され、野塚地区居住者はもとより町内外の人々に木に触れる機会を提供するなど、一定の成果があると考えております。

一方で、課題も幾つかあります。

木工商品の開発と販売、施設全体の利用率の向上、林業をPRするための機能の発揮などのほか、プロジェクト推進の中心となるマネージャーの不在や、施設を継続的に運営していく体制の整備、人材育成の面でも遅れぎみであり、改善の余地があると認識しております。

3点目の「現時点で本来の目的を達成しているか」についてであります。十分に達成できているとは認識しておりません。

理由といたしましては、林業振興や町産材の魅力を伝えるための展示整備が十分でないことや、日常的な利用者数が限定的であること、木工体験をはじめとした事業メニューに改善の余地があることなど、まだ取り組むべき要素が多く残されていると考えております。

今後の事業計画であります。事業費として毎年見込んで3,870万円のうち、2,310万円は人員費であります。内訳は、地域おこし協力隊員が4名、地域プロジェクトマネージャーが1名の5名体制を想定しております。人員費以外の投資につきましては、施設の安全確保のための維持管理を最優先とし、木工設備や体験環境の改善、展示内容の充実など、林業振興につなげるために必要な事業について、財源の確保にも取り組みながら優先的に行ってまいりたいと考えております。

また、運営体制の整備や人材育成につきましても、工夫を凝らし課題の解決に向け取り組んでまいりますが、事業の成果が見込めない場合には、その原因を分析した上で、事業の縮小や他事業との再編、実施方法の見直しなど、状況に応じ検討していく必要があると認識しております。

廃止を前提とするものではありませんが、町民サービスや林業振興に資する形で最適化していくことが最善であると考えており、事業の在り方につきましては、今後も適切に見直してまいります。

林業振興・木育推進・地域交流という集いの杜の当初の目的を踏まえ、課題を1つずつ改善しながら、町民にとって価値のある施設となるよう取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） まず、1点目のプロジェクトの経緯でございますが、そもそもこの林業・木材業というのは非常に裾野が広い産業でありまして、本町においても、苗木を生産する事業所から木を管理したり伐採、また、こういった木材を製材等に加工する木工場、一般消費者向けの製品を製造する工房等、さらには、そういった木材を移入・移出する物流に携わる事業所など、様々な事業所が本町には存在しております。また、木材といってもその用途は非常に様々でありまして、私も携わっておりますが、水産資材として利用されたり、また、住宅等の建設資材、土木資材、さらには暖房としてももちろんですが、紙の原料であったりですとか、おが粉にすると農産物の輸送ですとか、畜産においては敷きわら等、様々な活用方法があるわけでありまして。

このたびの集いの杜プロジェクトを発足する際に、目的が林業・木材業の振興ならば、なぜそういった事業所を、大げさに言うと一堂に介して意見を聞いたり、そういうことをしなかったのかという点と、また、現在の集いの杜のホームページには目的が4つ記載されている中の1つだけは木材に関係している項目が記載されておりますが、3番の「[サンタランドウッド]のPRや製造拠点とし、木材工芸、木材加工を広尾町の新たな産業とするべく推進する」というふうに目的で書かれております。であるならば、本町には木材加工をクローズアップしても私の知る限りで8事業所存在しているのですがこういった事業所にも意見を聞くべきだったのではないかというふうに思っております。

先ほどプロジェクトチームでの協議がなされたという答弁がございましたが、当プロジェクトチームの一員だった方にお話を聞くと、その会議自体も実は数えるほどしか開催されていなかったと伺っておりますので、最初の進め方としてこれは丁寧ではなかったのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） ただいまご質問あった関係であります。

プロジェクトの経緯についての再質問でありますけれども、このプロジェクトにつきましては、地域おこし協力隊の発案によるところによってのところが大いなのですけれども、廃校舎を再利用するというところでスタートし、途中コロナ禍もありましたけれども、庁内の関係課による連携会議と森林組合、商工会の職員を加えたプロジェクトチームという2つの枠組みの中でスピード感を持って進めた経過がございます。

議員おっしゃるとおり、木材産業、苗木の生産、伐採、運搬、製材、加工、流通、建築など裾野の広い産業であります。町内にも関連事業者が複数存在していることを承知しているところであります。木材産業の関係者の意向を反映させる取組としては、平成31年に設立をいたしました森林整備促進協議会の会議の場において、このプロジェクトについて情報提供を行ったり、協議会の中にサンタランドウッド部会という部会を設置して、サンタランドウッドのブランド化に向けた協議を重ねた経過がございます。結果的に事業化には至りませんでした。木材産業の振興に向けて関係者の意見を伺いながら取り組んでまいりました。また、協議会において先進地の視察を数回にわた

って行っておりまして、木材工芸が盛んな地域や廃校舎を活用した事例なども見てきているわけがあります。また、地元の木材産業関係者や職人さんなどにも声をかけたこともありましたが、地域おこし協力隊の地域おこし活動という側面があったことから参加しづらいということがあったのかもしれない。そういったこともあります。また、イベントなどでは誰でも参加できますし、協議会メンバー以外の方にもお声かけをしまして、徐々に賛同者、協力者が増えてきたと感じているところでもあります。

今後、事業の見直しにおいては、そういった森林整備推進協議会を中心に木材産業の関係者をぜひ、うまく巻き込みながらと言ったら言葉はあれですけども、協力していただきながら進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 今答弁にあったように、確かにスピード感は大事だと私も思うのですが、もう少し議論が丁寧になされていけばよかったのかなと感じるところであります。

次、2点目の費用対効果の点なのですが、私がお伺いしたかったのは、投資や集いの杜を運営していくためにかかる費用と比べてその効果がどうなのですかというところを聞いたかったのですが、

先ほど人件費を除き維持管理費が年間170万円前後という答弁がございました。一般的といいますか、私だけではないと思うのですが、通常、集いの杜を運営していく以上、無人ではできないので、当然、人件費は運営上必要な経費と、言わば固定経費と考えるのではないかと思います。

また、先ほど維持管理費が単年で170万円前後とおっしゃっていましたが、これはオープン前も含めての計算なのですね。だから、当然オープン前はオープンしていないのですからかからないのですが、オープンする前は、例えば令和4年度で70万円前後だとか、次の年が160万円前後なのですが、当然オープンしてから400万円ですとか、今年度に至っては370万円、まだ終わっていませんが、という費用が当然もうかかっているのですね。また、地域おこし協力隊の人件費については確かに特別交付税で措置されているのは知っておりますが、ただ、会計年度任用職員については通常的一般財源から捻出しなければならないと思うのですけれども、そうすると、この340万円ですとか先ほどの400万円とか、そういう額ではなくて、令和6年度ではそういった給与を含めると約700万円ぐらいになるのですね。令和7年度、今年度ですけれども、今年度では650万円という数字になるのですけれども、先ほどの170万円という数字は、何か意図的に少なく見せているようにちょっと私的には感じてしまったのですが、では逆にこの地域おこし協力隊の人件費であります、これは特別交付税で10分の10措置されているものなのでしょうか。もしくはそれを示すことというのはできるでしょうか。お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 人件費の関係ということでありまして、地域おこし協力隊の経費につき

ましては、総務省の通知によって特別交付税の措置の対象であるということでもあります。これは、特別交付税の部分については数値的にきちっと計算する式があるものとならないものとありますけれども、そういう中で計算をされておりまして、理論上は10分の10措置をされているという考え方で進めているわけでありまして。ただ、それが、特別交付税も2回にわたって入ってきますけれども、その中でこういった形で入っているかというのは公表されておりませんので、実際的には幾ら入ってきているかというのは計算上では役場のほうでは分からないというような状況、そんな仕組みになっているところでもあります。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 私も特別交付税については少し調べさせてもらったのですが、今、町長の答弁のとおり、的確に示すことはなかなか難しいと私も認識はしているのですが、であれば逆に、理論上は10分の10かもしれないが、可能性として、一部負担している可能性も否めないのではないかとこのふうにも思っております。

また、先ほど私、費用対効果のお話の中で、一定の効果があるというご答弁がございました。一定効果があるのはそれは当然なのですけれども、何度も申し上げますが、私が聞きたいのは、一定の効果があるかどうかではなくて、お金の入り方も特別交付税であれ地方交付税であれ補助金であれ、この一定の効果と比べたときに、投資額やこれから捻出する予定である3,870万円という費用と比べて、どう認識されているかと、適正であるかというふうに認識されているかというところが聞きたかったのですが、その辺のところ、ご答弁をお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 非常に難しい問題でありまして、費用と比べてその事業がどうであるか、効果がどうであるかという部分、一概にははかれないものであるというふうに思いますが、今、議員のおっしゃっている4,000万円近い金額が今後かかるという中で、今の状態でこの集いの杜を今後実施していくに当たっての費用対効果の部分でどうなのかという部分につきまして、いろんな効果検証があるというふうには思いますが、事業として今後も成長させていくことが私は必要だというふうに思っております。

当初申し上げたとおり、いろんな目的を持って立ち上げた集いの杜事業でありますので、今、プロジェクトマネージャー、今年採用する予定で進めておりましたが、なかなか人材確保ができていないという中で、事業の内容が若干うまく進んでいないという状況があつて、なかなか外目に見たときにうまくいっていないのではないかとこの状況にあるわけでありまして、本来の目的である木材の振興ですとか、人の交流の場でありますとか、そういった部分をきちっと検証していく中で、費用に合った効果が得られるように今後も進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） ありがとうございます。また、この2点目の答弁の中で、問題が幾つかあると。その一つが木工商品の開発と販売という、これも一つの問題として認識されているという答弁がございましたが、今現在、赴任されている協力隊の中で、本格的に木工だとかこういった木材に関わる経験がある方はいらっしゃるというふうに私は伺っているのですけれども、ではその協力隊にそういった木工技術等を指導する指導者は現在いらっしゃるのかと。また、その木工技術やそういったノウハウを、協力隊員というのは任期が3年と決められているわけですが、その3年間でそれを習得できると考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 現在、木材の木工に関する専門的な指導を仰いでいる方はおりません。

ただ、地域おこし協力隊の木工技術の習得につきましては、任期である3年というところで、今、議員もおっしゃったように、大変高度な木工技術を確立するのは現実的には困難な状況だというふうには思っておりますけれども、小物の製作ですとか、あるいは販売については、1年程度の経験があれば十分行うことができるというふうに考えております。高度な木材機械の導入も今後検討しているところでありまして、実現できれば高品質な商品の大量生産も可能になるというふうに考えているところであります。時間が少しかかるとは思いますが、収益を上げることを目指して、今後も着実に積み上げていきたいなというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 私も木工に携わる者として、なかなか3年ですとか、先ほど1年等とありましたが、お客様からお代金を頂くという製品のノウハウとか技術が習得できると私は到底思えないのですけれども、そのほかにも例えば施設の利用率ですとか、林業PRですとか、確たるマネージャー今不在ですとか、運営の体制、人材育成の遅れとか、こういった問題も認識されているということですが、本来こういうのはオープンする以前に何かスキームを立てて決めておかなければならないと思いますし、これではミッションを受けて赴任された協力隊の皆さんも大変混乱させますし、失礼な話だと思うのですけれども、例えばプロジェクトマネージャーが見つからなかった場合のB案ではないのですけれども、そういったものがないと実際の現場で頑張っている協力隊は非常に困難を極めていると推察するのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほど来申し上げているとおり、今現在、計画に上げたとおりの事業になっていないというところで、今現在この集いの杜に勤めている地域おこし協力隊についても、当初の計画と違うというところで非常に困惑されている部分もあるのかというふうには聞いているところがあります。地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャーも含めて今後募集をしていく予定ではありますけれども、非常に、安定的な運営をしていく中では、そのプロジェクトマネージャーも含めてきちっと確保していくことが必要だというふうに思っております、あわせて、今いる地域おこし協力隊の部分についても、任期も3年、3年の任期でありますから、そういった方々に不安を与えないような形で施設を運営していくことが必要だというふうに思っております。今いろいろ異論をいただいているところでもありますけれども、先ほど来申し上げているとおり、集いの杜が当初掲げた目的を達成できるように、今後も内部の中でもきちっと協議を進めながら事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 最後、3点目の、今後達成できなかった場合、事業の見直し等を考える考えはありますかというご質問をさせていただきましたが、ここでの答弁も、また3,870万円のうち2,310万円が人件費であると。ここでも何か人件費は特別交付税等で措置されるため経費として考えないような答弁に聞こえるのですが、では確認ですが、今後、本町で集いの杜とは別に、新たな拠点施設もしくは観光交流施設や、あるいは道の駅等の議論が始まった際、今回と同様に地域おこし協力隊などの人件費は管理運営経費として捉えなくてよいという、言わばその前提で収支バランスなり費用対効果を考える、そういうお考えでお間違いないでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今のご質問でありますけれども、人件費の部分、この集いの杜に関しましては多くを占めている経費であります。その人件費の財源としては特別交付税で措置をされるということは先ほど申し上げたとおりであります、事業を運営していく中で人件費というのは当然かかるわけでありまして、何事にもかかるわけでありまして、経費として含めないということではなくて、経費の財源として国から来ているということでありまして、今後の話もありましたけれども、今までもそうですけれども、何かの事業を運営していく、施設を運営していく中で人件費というのは経費の中の一部でありますから、それも加味した上で、その費用対効果も含めて事業を行っていくというのが基本であります。ですから、含めないということではないということでご理解いただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） またこの3,870万円、予算計上されていますが、そのうち2,310万円を差し引いた場合、そうだとすると1,560万円というお金が毎年、人件費を抜いてもかかっているわけです。

本町には、そもそも林業ですとか、こういった木材に関係する大丸山森林公園のように年間約5万人の来場者を誇る施設が現にございます。さらに、公園内のサンタランドは古くから、町民に対しても、もちろん町外の方にとっても親しみのある施設として認識されているものが既にあるのですね。また、さらに町内では、集いの杜の令和6年度2,500名という来場者数でありましたが、この数をはるかに超える来場者を誇るイベントも幾つかございます。集いの杜の本来の目的が林業振興・木育推進・地域交流、これが本当に重要であれば、そういった既存の施設だったり既存のイベントを活用する方法もあったのではないかと。そうしたほうが本来、財政的なメリットもあるのではないかと。また、既存施設やイベントにおいてもその内容自体が充実され、より町内外の人に楽しんでもらえるようになるのではないかと。当然、協力隊もそういったところにミッションとして配置されたら本来目指す目的の達成の近道になると思うのですが、私は、何か現在、野塚小学校に投資した以上、目的が林業振興とかではなくて、この施設自体の維持に変わっているように感じるのですが、その点いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 大変厳しいご意見でありますけれども、イベントの関係についても単に集約すべきというところのお話もありましたけれども、一つの考え方であるというふうに思っているところであります。

多くの方が野塚のあの場所を気に入ってくれて、あの場所ではできない体験もあります。先ほど申し上げたとおり、まきストーブを設置したり、内装なども木製にした、そういう魅力に触れてもらって木に興味を持ってもらいたい、そういう目的で今回この集いの杜もできているわけでありまして。いろいろと今お話のあったように過渡期であるというふうに考えておりまして、当面の間は地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャー、そういった制度をうまく活用しながら進めていく必要があるかと考えておりますけれども、将来的にはこの制度をいつまでも使っているということではなくて、例えば指定管理者制度ですとか、別の形での運営を民間にバトンタッチしていくということが本来、当初からの目的というか、目標でありましたので、それが今の段階でちょっと頓挫しているというような状況にあります。そういったことでありまして、人件費を含めた経費の関係もお話ありましたけれども、公益的な費用については公費で補填する、そういったこともしながら、今後に向けてはやはりこの集いの杜を当初の目的に沿うような形で一度立て直す必要があるというふうに思っております、できれば来年度、別な形での、別の形というのは検討会議を開く中で、先ほど来申し上げている森林・林業関係者等も交えた中で再検討しながら、この集いの杜の当初の目的に沿ったような形での運営に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 繰り返しになりますが、本当に目的があって初めてその目的を達成するためにどういう手段を取るかと。今回で言うと、集いの杜がその手段だと私は思うのですね。なので、戦略、戦術、戦法とよく言われますが、その手段としての集いの杜のはずが、目的をもう見失ってしまって、目的が集いの杜の運営というふうに感じるのですね。令和4年度から令和7年度まで集いの杜で実際に行ったイベントも、半分近くは木材に関係はしていないのですね。ですから、先ほど申し上げたように、ほかのイベントでも十分対応可能ではないかという考えもあります。

最後に、これは仮定の話になってしまいますが、もし町に対して、ある提案として、今、集いの杜が目指す本来の目的の林業振興・木育推進・地域交流など、こういった目的も含む、加えて見込み来場者数も多く、より活発な経済活動など新たな効果が期待できる、集いの杜と比較しても費用対効果として十分メリットが大きい、そういった拠点施設の提案があった場合、大きく方向転換してでも、こういった提案が議論のテーブルにのって、前向きな方向へと考える可能性というのがありますでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 仮にの話でありますので、そういった提案があれば、テーブルにのせて検討していきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

次に、1番、斎藤弘樹議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（斎藤） それでは、通告に従い、ご質問いたします。

地域おこし協力隊の在り方、活用方針についてお伺いいたします。

広尾町では、現在8名の地域おこし協力隊員が移住・定住の支援だったり、商工業振興、農林業の担い手対策、振興、そして高校の魅力化など、幅広い行政課題の解決に従事されていることと思います。

一方で、協力隊制度をより効果的に活用するためには、配置方針の明確化やミッションの設定、行政との役割分担、さらには協力隊員の任期を終えた後の定住支援など、課題があるのではないかと

と感じております。

協力隊制度は、外部人材の知見や行動力、こういったものを広尾町内にもたらず大変有効な制度であると思います。広尾町全体の活力向上につなげていくためには、協力隊の活用方針であったり、行政側の姿勢や熱意、こちらを明確にすることが極めて重要であると考えております。

また、高校魅力化を担当する協力隊員、こちらは本年度で任期を迎える中、令和9年度から広尾高校の全国募集が可能となりますが、そちらは令和8年度から本格的に準備体制を構築し、進めていかなければならないと思います。それに当たって、協力隊を引き続き活用し、全国募集に注力していく必要があると考えますが、これらを踏まえて2点質問させていただきます。

まず、1点目につきましてお伺いします。

現在、広尾町で活動している地域おこし協力隊員、彼らの成果を広尾町として、今、現状どのように評価しているか、そして今後の協力隊の配置方針、重点分野の整理だったりとか、人数の人員配置の規模、ミッションの設定、これらをどのように考えているかをお伺いいたします。

続いて、任期満了を迎える協力隊員の後継体制、こちらについてもお伺いいたします。本年度をもって2名の協力隊員が任期を満了することとなっております。高校魅力化と移住・定住の部分かと思いますが、これまでの実績や成果を踏まえて後継の募集が必要であると考えているのか、現在の町の見解をお伺いいたします。

続いて、2点目につきまして、広尾高校の全国募集に向けた人材確保と行政の役割についてお伺いいたします。

高校の魅力化のミッションにつきましては、令和9年度の全国募集に向けて、令和8年度から準備期間として必要となる人材配置の方針についてお示しいただきたいと思います。

全国募集に向けて、行政としてどのような体制で準備を進めるのか、現時点での計画、また、募集に当たっての広報であったり、魅力化業務における協力隊と行政の役割分担、これについてどのように整理しているか、お答え願います。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、斎藤議員のご質問にお答えいたします。

2点にわたってのご質問でありまして、1点目の「地域おこし協力隊の活用方針について」は私のほうから、2点目の「広尾高校の全国募集に向けた人材確保と行政の役割について」は教育長のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の「地域おこし協力隊の活用方針について」であります。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方の新たな担い手として都市部の人材を受け入れ、地域力の充実と強化を図る取組として平成21年度に創設され、今年で17年目となっております。令和6年度は全国で1,176自治体、7,910人、北海道は全国最多の161市町村、1,307人、十勝管内では18市町村、125人の隊員がそれぞれ任務に就き、地域のため日々活動しております。

本町におきましては、平成27年度から協力隊制度を活用し、これまでに19人の隊員を受け入れてまいりました。現在は8人の隊員が農業や林業の振興、商工業の振興、移住・定住の促進、空き家の利活用、高校の魅力向上を任務として活動しております。

協力隊の皆さんは、広尾町での日々の生活を楽しみ、「よそ者」の視点で本町のいいところを見つけ、地域のために何かできないか、日々模索しながら一生懸命に活動しております。

活動の例を挙げますと、協力隊員が発案し、多くの町民の協力を得て作成した「ウッドランタン」は、大丸山、サンタランドの新たな見どころとなり、来場者の増加につながったほか、町内で初めてとなる第三者継承での新規就農、サンタクラブカードのアプリ化、キャッシュレス化など、町の活性化につながる活動を行う一方、町民向けイベントの企画・運営に携わるなど多岐にわたっております。

また、毎年実施しております町民への活動報告会におきましても、隊員たちの活動に対して「広尾町を盛り上げてくれる活動に感謝したい」「地域おこし協力隊だからできた活動が多く、広尾町にとって大切な存在」「町民が身近に感じる協力隊になってほしい」など、好意的な声が多く聞かれており、認知度も少しずつ高まっているのではないかと感じているところであります。

今後の配置方針につきましては、「まちづくり推進総合計画の推進及び地域課題の解決に資する活動であって、協力隊を配置することで進捗が見込めると担当課が判断したものについて、適切なミッションを設定した上で募集に向けての手続きを進めていく」とするものであり、今までも同様の考え方でやってきたところであります。

本年度で3年の任期を終了する2名の隊員の後継についてであります。企画課配置の「移住・定住担当」の隊員につきましては、農山漁村ホームステイや移住体験住宅などを主な任務としており、今後も引き続き配置が必要と考えていることから、次年度に向けて募集を予定しております。そのために、今年度は後継探しに特化したインターンの募集も行っているところであります。

同じく企画課配置の「高校魅力向上推進コーディネーター」の隊員につきましては、引き続き高校の魅力向上を進めていく上で必要な人材と考えておりますので、次年度に向けて募集を予定しております。

地域おこし協力隊や重要プロジェクトを実施する際に外部人材を登用できる制度である「地域プロジェクトマネージャー」などの任用形態につきましても、早急に検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

山岸教育長、登壇願います。

1、教育長（山岸） 2点目の「広尾高校の全国募集に向けた人材確保と行政の役割について」お答えをさせていただきます。

広尾高校では、「広尾地域学」を教育課程に組み込むことで、特色ある普通科高校として、令和9

年度からの全国募集が予定されております。

全国募集に向けて、町では広尾高校の魅力向上プロジェクトとして、様々な施策を展開しようとしております。

町民や企業に寄附や金銭以外の支援を募るメンバーを登録する「広高サポーター制度」や公設民営塾の通年開設を検討しております。

その施策の一つとして、「広尾地域学」やインターンシップなどの地域学習を推進する人材として「広尾高校魅力向上推進コーディネーター」を配置しております。

この人材の役割としては、これらの事業において、高校と地域、各学校間をつないでいただけるものと考えております。

現在、地域おこし協力隊が担っているこの業務については、先ほど町長よりお答えしたとおり、引き続き配置する方向で検討しております。

全国募集に向けては、このプロジェクトを実施していく上で、企画課と教育委員会管理課を中心に関係機関で取り組んでいく考えであります。

魅力化業務における地域との連携業務については、地域おこし協力隊主導による業務遂行を考慮しており、募集広報やその他の業務については、行政で担当していく考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） ご答弁ございましたとおり、協力隊に対して応援している声や期待している声、私自身、結構町民の方からも伺うことがございます。そして、ただいまいただいたご答弁を踏まえまして、確認させていただきたい点がございます。

まず、先ほどご答弁の中に、今年度、後継探しに特化したインターンを募集してきたとありましたが、今年度何名がインターンに参加されているのでしょうか。そして、そのうちに実際広尾町の協力隊として興味を示している方がいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

続いて、新年度、令和8年の4月から協力隊は後継を募集しているということだと思っておりますが、現時点で募集がないという状況だと、ちょっと対応が遅いような印象を受けます。こちら、いつ頃募集開始されるのか、現時点での予定でのもので結構ですので、教えていただければと思います。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） インターンの関係と今後の募集について、私のほうからお答えさせていただきますけれども、インターンの募集、今年度まず1人、今、来まして、1人任用して、今、2人目をこれから任用というか、業務開始になる予定です。今年は、その2人で終了する予定としております。

あと、町に興味を持っていただいているかということについては、これから来るインターンの方については、協力隊業務についても視野に入れているということの考えをお伺いしております。

実際の協力隊の募集についてですけれども、新年度予算も絡むことなので、あまり早くは募集開始ができないという事情もございます。本来であれば新年度予算をお認めいただいてからやるところなのですが、それではさすがにちょっと遅過ぎますので、従前の例からいきますと年明け1月ぐらいから募集開始をする予定と考えているところです。

以上です。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） 募集については承知いたしました。

それでは、続きまして協力隊員たちと各担当課の間で協力隊員たちの活動方針や役割の認識のすり合わせ、これはどの程度行えているのか確認させてください。

例えば広尾町を選んで来ている協力隊の方々というのは、思いや熱量も非常にあると思います。そういった方ときちんと対話を踏まえて認識の共有を図る仕組み、こういったものが必要ではないかなと思います。現状、どれだけの頻度で協力隊と打合せを行っていて、それが十分足りているのか、そうでない場合はそういった対話の機会を増やしていく必要があるのではないかと思います。

協力隊の任期は3年ということで、長いようで短いと思うのです。その3年間のうちに定住に向けた準備といったものを進めていく必要があると思います。任期の中で協力隊員本人の努力というのはもちろんなのですが、町としても卒業後どのように関わっていけるのか、彼らのキャリアの形成をどのように描いているか、その方向性をもう少し明確に示すべきではないかと思います。任期後の定着や卒業後の関わり方、ゴールの設定について、協力隊員と目標の設定を行えているのかという点もお伺いします。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） では、私、企画担当の隊員との関係ですけれども、基本的には月1回、必ず振り返りというか、1か月間どのような業務をやってきたのか、そして今後、次の1か月間どういうことを予定しているのかというミーティングを必ず開くようにしています。それは協力隊員と私たち、企画課長、課長補佐、担当のほうも含めて全員で情報を共有する、何か意見があればその場で話し合いをするということを必ず月1のミーティングを持っています。それ以外にも、こういうことをやりたいとか、考えていることがあれば随時、協力隊1人に係を1人、担当をつけていまして、何かあればその担当とまず相談をして、それが大きなことであれば、私なり課内で相談をするという体制を取っております。

1、議長（堀田） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） 農林課では、現在の集いの杜への隊員が2名、それから林業振興のための隊員が1名、農業の振興のための隊員が1名の計4名、農林課にございます。農林課としても、1か月に1回、必ずミーティングを行っております。そして、その都度、意見交換をしながら、今後の問題解決に向けて取り組んでおります。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 水産商工観光課に配属されている協力隊についてご説明いたします。

1名の隊員がございまして、商工会から要望を受けまして、商工会に派遣している協力隊となります。ほかの課と同様に、月1回の計画、それから実績を行いまして、そのほか随時相談には乗っている状況にございます。

以上です。

1、議長（堀田）

斎藤議員。

1、1番（斎藤） それぞれありがとうございます、分かりました。

このように各課ごとに、今、管理している状況であるのかなと思うのですが、例えば今後、協力隊全体を統一的に担当課をまたいで管理する担当部署であったりとか、そういった専門調整役のような人材というか、部署があってもいいのかなと思うのですが、今後そのようなものを配置する考えなどはございますでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 現在そういったところを考えている予定はないのですが、やはり今、各課が答えたとおり、それぞればらばらの、今、対応を取っているというところがございます。やっぱり1か所にそういった部分も含めて統一するのがいいのかなというふうには思っていますけれども、どういった方法でやればいいのかというのも含めて今後検討してまいりたいというふうには思っています。来年度から始まる行革の中で組織の再編というのも視野に入れておりますので、そういった中で同時に検討していければいいのかなというふうには思っております。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） ありがとうございます。

まず、繰り返しになってはしまうのですが、任期が3年と決まっている協力隊員たちが、こちら卒業後を見据えながらミッションをこなしていく、そしてその後定住するという、こういったものにつなげるには、ミッションとゴール、目標、こういったものの設定は関連してくると思います。例えば農林課の管轄になる方と思うのですが、新規就農に関して第三者継承が成功したというのは、本当に素晴らしい事例だったなと思います。こういう、具体的に言うと新規就農というゴールがあって、それに対して2年間、3年間の間で農場に派遣されたりだとか、そういったことで酪農を学んでいく。こういった流れをほかの協力隊員たち、各課の協力隊員たちにも具体的に、明確とまでは言わなくても、3年間の働き方、ミッションの遂行の仕方として、行政のほうでもある程度方針を示せたらいいなと思っております。

続いて、高校魅力化について質問を伺います。

先ほど協力隊の活用についてもお伺いしましたが、高校の魅力化についても同じように課題があるかと感じております。まず、確認したいのが、今後、全国募集をするに当たって、本気で取り組んでいく覚悟、そのための体制整備が現状十分なのかという点を教育長に伺っていきたく思います。

広尾高校がこれから生徒を確保していくためには、全国募集というのに全力投球する必要があると思うのですが、北海道内にも全国募集を行っている高校が既にもう25校あって、全国から生徒を呼び込むということであれば、高校の魅力化の内容だったり方針、こちらをきちんと明確化してやっていかなければならないと思います。先ほど答弁にもありましたが、公設民営塾を提供するだとか、地域学とか、打ち出す特色の独自性についても、やはり道内のこういった全国募集をしている高校、同様のカリキュラムだったり授業対策が取り組まれていたりするので、独自性が強いと言われていたら、今のところそうでもないのかなと感じております。地域学につきましても、広尾町ならではの特色を発揮できる大きな要素となると思うのですが、高校生の方からも授業内容に対してちょっとギャップを感じていたりだとか、魅力を感じにくい授業内容だったりという声も実際に伺っております。全国から人を呼び込むためには、高校自体の魅力化、独自性、そして差別化をさらに磨いていかなければいけないのかなと思います。

そこで教育長にお伺いしたいのが、まずこの全国募集に向けて、現時点で結構ですので、生徒の募集数の目標を定めていらっしゃるのかという点と、高校の魅力化に取り組む中で、実際に高校生や教職員の意見を吸い上げたりしているのかという点についてお伺いさせてください。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 今、斎藤議員から、高校の魅力化、差別化というところでお話がありました。広尾高校での広尾地域学ということで、今、一次産業等、それと各種企業等の訪問を地域コーディネーターを介して行わせてもらっております。いろいろ差別化というところで、広尾高校の魅力化向上で目標はあるのですけれども、やはり幅広く高校生を受け入れるような、そういった目標であ

るべきだと思います。まずは、先ほど言われましたように、広尾地域学は、広尾町は第一次産業、第二次産業、いろいろありますので、そういった魅力をブラッシュアップできる場所ではあるのかなと考えております。

現在、全国からの生徒の募集数の目標は、まだ決めておりません。そういった形で募集を何人するとかという目標はまだ決めておりませんが、やはり現在、地元からの割合をまず高くしたい、地元からの進学率をまず高くしたい、それが広尾高校の存続につながっていくのではないかなと考えております。その上で全国募集を考えていきたいと考えております。

こちらのほう、教職員との打合せ等ということなのですが、コーディネーターも含めて、管理職等々とういった役割を今後コーディネーターと担っていくのかというお話はさせてもらっております。ただ、全体的にはというところで、こちらのほうはまだなものですから、明確な目標を決めて、今後方針を決めていきたいと思っております。

以上であります。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） 今ご答弁いただいたとおり、明確な目標を決めて、教職員だったりコーディネーターを介して話を進めていく必要があると思うのですが、今お話の中にコーディネーターの話がよく出てきましたが、もちろんコーディネーターを設置しただけでは、何とかなるというわけでは当然ないと思うのです。なので、コーディネーターを頼るだけではなく、今回、高校全体を守るということは広尾の未来を守ることに思われます。もし高校が存続の危機に危ぶまれたら、広尾町は15歳までしか子どもが育てられない町となってしまって、子育て世代の流出だったりとか、将来の担い手も消えてしまうのかなと思います。

その中で、全国募集に当たっていく中で、教職員たちとの連携も含めて、全国募集、高校存続に向けたプロジェクトチームなどを立ち上げて、具体的に企画課だったり教育委員会の両課の担当の職員、そしてコーディネーターの方が主体となりながら、実際に高校生や現場の意見を聞いていくような組織、スピード感を持って行える組織、実動部隊が必要なのではないかと感じております。このようなプロジェクトチームを今後発足させて、具体的に全国募集だったり、高校の魅力化を考えていくというお考えがございませうか。

以上、質問させていただきます。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 広尾高校魅力向上プロジェクトということで、重点プロジェクトのほうにも位置づけさせてもらっておりますので、こちらのほう、プロジェクトチームの検討も含めて、やはり町全体で考えていかないとならない問題だと思っておりますので、そういった形で検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） 検討を進めていくとのことなのですが、現状、教育長のお考えとしては、そういった組織をつくっていく必要があるとお考えかどうかというもお伺いしたいと思います。

続いて、コーディネーターが今後、協力隊なのかプロジェクトマネージャーなのか検討中かどうかですが、今後、全国募集をきちんとやっていく中で、全国募集の広報であったりだとか、もし入学者が決まれば、生徒のケアだとか、保護者の対応とか、様々な業務が予想されると思います。このコーディネーターの配置というのは1名を考えているのか、今後、協力隊の制度などを使って増員していくのか、そういったものも考えているのであればお伺いします。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 先ほども答弁させていただいたのですが、やはり高校とか教育委員会だけでは高校存続という大きなプロジェクトは賅えないと思っておりますので、こういった組織づくり、今、高校存続対策協議会もあるのですが、そういったものをベースにして考えていければいいのかなと思っております。

それと、やはり全国募集が本格的に展開すると、様々な生徒や関係者が視察に来るということでお話は聞いておりますので、こういった部分で担当職員が必要な場合は、地域おこし協力隊の制度等も活用しながら職員の配置が必要ではないかと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） ありがとうございます。

改めて町長にお伺いしたいのですが、今回の協力隊の活用の方法であったりだとか、高校の存続に向けての全国募集だったりだとか、もちろん協力隊やプロジェクトマネージャーを活用していくのは大いに必要なことだと思うのですが、彼らもやっぱり任期が3年と決まっている中で、行政としてもきちんとした強い方針を示して熱意を持って取り組んでいかなければならないと思います。今後、こういった協力隊の活用についてだったりだとか、高校の存続に向けて問題はいろいろあるとは思いますが、それに対して町長が今のような思いで臨むかということをお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 協力隊の部分については、斎藤議員からお話あったとおりでありますけれども、やはり高校、協力隊の関係でのご質問と高校存続という部分、大きなテーマでありますけれども、広尾高校の存続という部分については、やはりこれは町長が先頭に立って地域の広尾高校を守っていくという、それは従来からの考え方でありまして、その手段として、今お話の出ている全国募集でありますとか、全国募集をするための手段としての広尾地域学でありますとか公設民営塾、いろんなそういうサポートプランを掲げながら広尾高校の存続に向けて進めているわけでありまして、それを行っていく上で地域おこし協力隊もその一員として、当然、高校存続に向けた事務と申しますか、作業については、町あるいは教育委員会が先頭に立って行うべきものであって、その中には高校存続の協議会というものがある、町民の皆さんも巻き込んだ中で進めていくわけでありまして、その手段として地域おこし協力隊あるいはプロジェクトマネージャーになるか、まだ決まっておりませんが、そういった方々を最大限活用しながら、サポートをいただきながら、この広尾高校の存続に向けた取組というのを決意を持って進めていかないとならないというふうに思っているところであります。その方針は、今までも、これからも変わっておりません。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） ぜひ、決意を持ってという言葉をおっしゃっていただいて、こちらにも非常に応援していきたいと思っておりますが、先ほど来、高校存続の協議会の話もありましたが、実際に開催されている回数だとか中身に関しましても、もっと機動性の高いと思っておりますか、より現場に即した、より高校の魅力化について具体的に検討していけるような組織づくりを、やっぱりこれから発足させていく必要もあるかなと思っております。重ねてになりますが、それについて町長のご見解も伺います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 教育長からお答えしたとおり、プロジェクトチームというご提案もありました。その関係と今ある高校存続対策協議会をどういうふうにマッチングさせていくかということもありますので、内容については検討しながら進めていきますけれども、より具体性のあるものになるように、会議の中身についても、今までも具体的に高校存続のための方針ですとか取組内容等について協議をしている協議会ではありますけれども、先ほど申し上げたとおり広尾町全体となって、一丸となって、この高校存続に向けて取組を進めていくという中で、そういった組織の在り方についても今後検討していきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、6番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、6番（松田） 私は、本町におけるこどもの居場所づくりについての質問をいたします。

令和5年、内閣府にこども家庭庁が発足されたのに伴い、同年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。その背景には、近年、増加傾向にある不登校やひきこもり、孤独や貧困、虐待などの子どもを取り巻く複合的な課題への対処として、国に対する政策的要請が自治体から強まっていることが要因として挙げられています。

核家族化が進む中で、家庭や学校以外の環境で安心して過ごせる第三の居場所を求める声や必要性が高まっている中で、現在、全国的には児童虐待に関する相談件数や18歳以下の自殺者数の増加が顕著になっており、令和6年度に発表された文部科学省の調査報告によると、小中学校の不登校児童数は35万3,970人と過去最多を更新し、前年と比べても約7,500人の増加になっています。全国の児童数を分母とした不登校の割合は、小中学生児童100人当たり約4人となっており、この数を本町の児童数324名に当てはめると約13名が潜在している計算になると認識しています。

そこで、これらの背景やデータから、次の2点について教育長に質問いたします。

(1)、本町における児童の不登校数について。

(2)、児童のご家庭や学校以外で安心して過ごせる第三の居場所としての「こどもの居場所づくり」に関する考えや取組について。

以上、答弁よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 答弁。

山岸教育長、登壇願います。

1、教育長（山岸） 松田議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の本町における児童生徒の不登校数につきましては、6月30日現在の調査では、中学生が4人となっております。

2点目の家庭や学校以外で安心して過ごせる第三の居場所としての「こども居場所づくり」に関する考えや取組につきましては、現在、各学校の教職員は、不登校や休みがちな児童生徒に関しては、学校全体で児童生徒の家庭を含めた関係性を切らさぬよう、各種プリントの配付などで家庭訪問し、定期的に連絡は取っております。

不登校などの児童生徒には、授業の様子をタブレットを通して配信したり、タブレットを活用した家庭学習ソフトなどの活用により、児童生徒の孤独感を生まないように配慮しております。

また、家庭環境や精神的な不安に対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、教員以外にも相談できる体制を整えております。

今年度からは、まだ利用はございませんが、青少年会館の放課後児童クラブで活用した部屋を利用し、月曜日と水曜日の午前中にコーディネーターを配置し、不登校児童生徒の居場所づくりも行っております。

来年度からは、北海道教育委員会で行うメタバースを活用したデジタル空間上の居場所づくりに参加する予定であり、様々な形で不登校の児童生徒への学校以外での学びの場を検討しております。

現在、児童生徒が不登校の状態に至るまでには、様々な要因が考えられ、学校現場や教育委員会

だけでは対応し切れないケースもございますので、行政や地域を含めた関係機関とも連携を図り、不登校の課題に対処してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） それでは、1項目の再質問をいたします。

ただいまいただいた答弁では、本町での不登校児童数は小学生がゼロ人、中学生4人と、北海道での児童100人平均値、ちなみに小学生100人当たり2人、中学生が8人となっております。比べても大きく下回る、いい結果が出ていることが分かりました。

一方で、全国的にも不登校児童の割合は小学生より中学生のほうが約3倍多い結果になっており、本町におきましてもこのような傾向が見られますが、中学生で急に不登校が増える要因を本町ではどのように分析されているのでしょうか。私の個人的な分析では、中学への進学に伴う急激なライフサイクルの変化、それは部活動や授業難易度の上昇等のほかに、中学で豊似地区と合流することになる本町特有の事情等もあると考えておりますが、中学生になって不登校を選択する児童が増える要因について、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 先ほど報告した不登校生徒については、様々な要因が考えられますが、中学校進学時における中1ギャップ等の要因ではなく、本人の特性や周りを取り巻く要因が考えられます。広尾中学校へ進学するに当たっての地域別の事由によるものは、現在、広尾小学校、豊似小学校でも交流を行っており、そちらのほうの影響は少ないものと思われま。

以上です。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 要因として、特にいわゆるライフサイクルのギャップとか、地域特有の事情等、あまり関係ないというお話をいただきました。ありがとうございます。それを可能にしているのは、今ご答弁いただいたように、小学校のときから各小学校が交流できるような施策をかなり打っていただいて、10年前と比べても非常に交流促進が進んでいることがいい結果につながっているのかなということが伝わりました。このことから、これまで同様もしくはこれまで以上に小学生の時代からそのようなギャップが生じないように、しっかりと各学校を交流できるような取組を引き続きお願いしたいと思います。

2項目の再質問に移りたいと思います。

本町では既に今年度からこどもの居場所づくりが始まり、先進的な取組が進んでいることが分か

りましたが、しかし、一方で利用児童はまだいないとの答弁もありました。行政側が準備した居場所の利用率を上げることが必ずしも最善だとは思いませんが、本町の全児童やそのご家庭に対して、現在取り組まれておられるその内容や取組の周知、当該児童へのアプローチは継続してやらなければ効果が出にくいものとも認識しています。その周知方法等について、現在の取組状況や、これからの課題について伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 先ほど答弁の中でもご説明させていただきましたが、現在も不登校の生徒には定期的に家庭訪問を行い、居場所等の情報も流しております。ただ、やはり利用するまでには本人や保護者の理解が必要だと思われまますので、先ほど説明したとおり、学校からだけではなく、定期的に相談を受けているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の第三者を通して、今後もそういった部分で情報発信を続けていく考えであります。

以上であります。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

松田議員。

1、6番（松田） 先ほど周知方法についてご答弁いただきましたが、当該児童等へのアプローチやその継続についてお話を伺いましたが、内向きな、いわゆる町内だけのアナウンスや周知はもちろん一番大事なことなのですが、同時に、せっかく取り組んでいる内容等を対外的にも周知していくことも同様に重要だと認識しています。対外的にしっかりと周知し、取組内容を知らしめていくことは、町の魅力向上にもつながり、ひいては交流人口の増加にも少なからず寄与することと考えますが、ホームページ等、対外的な周知についてのお考え、もう一度伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 先ほどから質問にお答えさせてもらっているとおり、教育委員会では様々なこういった取組をしております。対外的に周知ということですので、今までは関係者とか学校内と内向きの発信だったものですから、ホームページ等も通して対外的に発信することによっ

て、そういうことによって逆に保護者等も結果として周知という形につながると思われますので、そちらのほうも、そういった形で取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 一番最初の答弁で、来年度から北海道教育委員会で行うメタバース空間での居場所づくりに参加すると答弁がありました。しかし、北海道教育委員会のメタバースのチラシには、開催期間として来年3月までと期日を打ってあります。次年度以降、来年令和8年度以降のメタバースプログラムの参加具合だとか継続情報等がありましたら、教えていただきたいと思います。

また、メタバースへの参加は、GIGAスクール構想で使用しているタブレット端末で対応できるのか、想定されている居場所として青少年会館やご家庭でのネット環境は十分整っているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） メタバース空間での居場所づくりについてであります。北海道教育委員会の新年度事業として提案されたものであり、潜在的なニーズも踏まえた提案であろうかと思っております。もちろん参加自治体が少なければ継続は難しいとは思いますが、民間組織でも同じ活動されているところもあり、一定程度のニーズはあるものと思われま。メタバースの参加にはGIGAスクール端末での対応が可能であります。また、ネット環境も各家庭にはそろっており、青少年会館においても無料Wi-Fiが整っており、対応可能と考えております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 一次答弁の中で、児童生徒が不登校に至るまでには様々な要因があり、学校や教育委員会では対応し切れないケースもあるので、行政や地域を含めた関係機関との連携を図るという答弁がありました。児童へのアプローチとしては、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーの対応等があると思いますが、その背景に潜むかもしれない貧困や虐待などへの対応は、保健福祉課が取り組む重層的支援体制整備事業でのアウトリーチによる支援や民生児童委員との連携強化も必須と考えますが、このような複合的かつ多様化したニーズに対する現在の取組や今後の展望について伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 保健福祉課事業との連携強化と現在の取組等の今後の展望についてでありま

すが、不登校児童生徒の対応については、担当教諭や学校、教育委員会のみならず、先ほどの答弁の中にもありますように、地域、社会全体で取り組んでいかなければならない問題だと捉えております。現在担当してもらっておりますスクールソーシャルワーカーの役割として、福祉部門を含む関係機関との連携や地域で活動している民生児童委員からの情報収集も行うこととなっており、現在も必要に応じて地域ケア会議を開催し、問題解決に努めているところであります。

以上であります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 現在でも十分その体制ができているというご答弁でした。引き続き継続して、より手厚い施策を望みたいところですが、本町では、子育て支援や児童福祉の観点から、現在、給食費無償化事業に取り組んでおります。本町の児童全員が学校給食を気兼ねなく食べることができる状況に現在ありますが、これをぜひ不登校児童に対しても気兼ねなく学校給食が食べられる環境づくりもお願いしたい、必要になると考えています。授業に出席できなくても給食が食べられる環境への取組は、現在、本州の自治体を中心に広がりを見せている状況ですが、それらの自治体に共通しているのが、給食を食べられる場所を学校以外に設けて、その給食を食べられる場所そのものが一つの子どもの居場所になり得ると、なっているという状況があって、それがひいては効果を現して、外に出にくい児童が一步外に出るきっかけづくりになっている副次効果もあるとの報道がありますが、このように授業を受けなくても給食がしっかりと食べられる環境づくりについてのお考えを最後に伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 授業を受けなくても給食を食べられる環境づくりについてというご質問でありましたが、学校給食におきましては、現在の配送体制では、学校以外の場所で給食を食べることは難しいと思われれます。ただ、不登校児童生徒が自分の教室以外の別室に登校していただければ、その場で給食を食べることは可能と考えております。そういったことが登校の一步につながるのではないかと考えております。

以上であります。

1、議長（堀田） 次に、10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 私は、2点について町長に質問いたします。

まず、1点目でありますけれども、コミバス等の早期運行開始についてであります。

昨年6月定例会において、高齢者や障がい者など交通弱者の足を確保する地域内循環型バス、コミュニティバス等の早期導入について提起をしたところであります。

これにより、今年度の町政執行方針に「広尾町公共交通会議」を設置することが初めて盛り込まれたところであります。執行方針には、広尾市街地において買物などの移動に困難な方が増加しており、新たな交通手段の在り方を考えるため、地域公共交通会議を設置し検討するとしています。

また、同会議の運営事業としての予算も計上されたところであります。町民の皆さんが長らく待ち望んでいた地域公共交通コミバス等の運行に、一步前進したものと認識をしております。

早速、本年6月に同会議を開催し、7月には町民から意見を募るワークショップの開催や、8月には専門部会等、鋭意協議を進めているところだと認識をしていますが、現在の進捗状況はどのようになっているか伺います。

さて、隣の大樹町では、2020年、令和2年度から、市街地の医療機関や商業施設、公共機関等を巡回するコミバスの実証試験を経て、令和4年度から市街地の南ルート、北ルートの2つのルートで本格運行しています。加えて、本年11月から農村地域の公共ライドシェアの実証試験「コスモライド」がスタートいたしました。この事業は、市町村が運営主体となって町の公用車が有償で人を運ぶライドシェア、自家有償旅客運送制度であります。対象エリアの料金は、市街地から25キロから30キロの距離がある生花、晩成は1,000円、そのほかの地域は、700円を負担すれば市街地のコミバスの最寄りバス停まで乗車できるものであります。この事業は、国土交通省の「交通空白」解消緊急対策事業として、郊外部、農村地域から大樹町市街地への移動手段の確保として実施するものであります。大樹町は、この補助事業を活用して、10人乗りのワゴン車2台を購入するなど、総事業費1,700万円に対し、国の補助が1,300万円交付されるとしています。実証試験による利用状況を分析して、今後の導入を検討するとしています。

また、芽室町でも国土交通省の同事業の採択を受け、12月から実証試験をするとしています。同町は、2011年、平成23年度からコミバスを導入しており、今年度で15年目を迎える先進町村であります。市街地と農村部を一体的に運行するもので、芽室町としても、住み続けられる地域であるためには交通の充足は欠かせない、多くの利用を期待したいとしています。

さて、本町では、本年9月に本通6丁目の食品スーパーが閉店したことにより、とりわけ当該地域の車のない高齢者の方など、日々の買物などに大変ご苦労されており、一日も早く公共交通の運行を切望しているところであります。現在、協議が進められている地域公共交通会議における公共交通総合計画等をスピード感を持って策定することと併せて、実証運行を含め、コミバス等の早期運行を目指すことが求められていますが、町長の答弁を求めます。

次、2点目であります。

都市計画税課税に係る見直しについてであります。

十勝管内の帯広市を除く18町村で都市計画税を課税しているのは、本町と芽室町の2町となっております。以前課税していた池田町など、現在は廃止しているところであります。

広尾町都市計画税条例は、1966年、昭和41年度から施行しておりますが、同条第2条に「都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、区域内に住所を有する土地及び家屋の所有者に課税する」とあります。また、同条例は、町村の中心市街地を含む一体の都市として総合的に整備・開発し、保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するとしています。したがっ

て、都市計画税は、都市計画区域内に課税する目的税としているものであります。

1956年、昭和31年度から都市計画税を課税している池田町において、町議会の一般質問を受けて、「市街地の道路や公園、下水道などの都市計画事業などの費用に充当される目的税として課税している」とし、「現在は都市計画事業の計画等はないが、都市計画区域内に整備した下水道事業の起債の償還金などの費用として活用しており、貴重な財源として都市計画税は重要である」と答弁しているところであります。しかし、「都市公園の整備や街路事業並びに下水道事業も現在実施されていない状況の中で都市計画税を賦課することは、都市計画法の本旨に照らしても適切ではない。加えて、都市計画区域以外の地域で合併浄化槽が全町域に普及し、いわゆる下水道の地域間格差がなくなっている現状で不公平感が生ずる」との指摘を受けて、2013年度、平成25年度から都市計画税を廃止しております。

しかし、本町において、現在まで都市計画税を賦課していますが、都市計画法の本旨から見ても池田町と同じような状態であると推測されます。あわせて、同法の本旨から乖離しており、見直すべき時期にあると思いますが、町長の所見を伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、前崎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の「コミバスの早期運行開始について」であります。

高齢化の進行や商店の閉店などにより、広尾市街地におきましても買物や通院の際の移動手段に困っている方が増えてきております。

また、町内の公共交通を取り巻く状況につきましても、路線バスは利用者の減少や物価高、人件費の上昇等に伴う運行経費の増加等により赤字が拡大し、沿線自治体が負担する金額も年々増加する一方となっております。現在2社が運行しておりますタクシーにつきましても、利用客の減少や運転手不足などの理由により、運行台数や運行日・運行時間が縮小され、特に日曜日につきましても、2社とも休業日でタクシーが運行していないという状況となっており、利用者からは「来るまでに時間がかかる」「日曜に使えないのは不便だ」との声を聞くところであります。

これまでの町民の「足」確保に係る事業の検討・実施の経過であります。令和2年度に役場内の関係課職員による「高齢者等の足を確保するための新たな地域交通検討委員会」を立ち上げ、新たな交通手段の導入等について検討した結果、高齢者を対象に町内のタクシー・バスで利用できる助成券の配付を新たに実施することといたしました。

しかし、先ほども触れたタクシーの運行縮小などにより、助成券の配付のみでは住民の「足」確保には不十分な状況となってきたことから、現在の地域交通を見直し、地域の実情を踏まえた持続可能な体制を構築するに当たり、総合的な観点で検討を進める目的で、本年度に「地域公共交通会議」を22人の委員で新たに組織し、6月10日に第1回目の会議を開催したところであります。

会議では、広尾町の公共交通の現状、公共交通に係る各種制度について情報を共有いたしました。

その後、7月16日に町民を対象とした公共交通ワークショップ、8月22日に公共交通会議の町民・利用者代表委員による地域公共交通ワーキングチーム会議を開催し、地域交通の現状や希望する交通形態について、ご意見をいただいたところでもあります。ただし、現時点では最適な交通手段についての結論は出ていないことから、ワーキングチーム会議を再度開催し、意見交換を行いたいと考えております。

コミュニティバスやデマンド型交通、ライドシェアなど新たな形の交通手段を導入する際には、町内交通事業者との連携が必須であると考えており、導入したい交通手段が固まり次第、事業者とも協議を進めてまいりたいと考えております。また、検討を行う際は、本町の財政状況を踏まえ、国や北海道の各種補助制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。

当初は本年度中に方向性を決定し、来年度に何らかの実証実験を行いたいと考えておりましたが、新制度の検討・構築に時間がかかっていることから、引き続き検討を進め、内容が固まり次第、実証実験を行う形で進めてまいりたいと考えております。実証実験の結果は地域公共交通会議で検証し、見直しが必要な点があれば修正、再度の実証実験を行うなど、試行錯誤を繰り返し、最終的に誰もが使いやすい交通形態の本格運行へつなげていくことができると考えているところであります。

次に、2点目の「都市計画税の見直しについて」であります。

広尾町における都市計画税は、昭和40年12月に、都市計画区域のうち、都市計画税条例第2条第1項に規定する区域内に所在する土地・建物に対し、課税・徴収することについて、議会で議決をいただき、昭和41年度から今日までに至っているものであります。

先ほど議員からもありましたように、都市計画税は目的税でありまして、都市計画区域内の街路、公園・緑地、水道・下水道、ごみ焼却場や教育文化施設、社会福祉施設などの施設整備事業に充てることができ、本町におきましても、都市計画税を充当し、街路や公園・緑地、下水道施設、そして公園整備を進めてきたところであります。また、老朽化したそれら施設の維持管理費を含め、都市計画事業の一部に充てているものであります。

管内では、ご質問にもありましたように、池田町で平成23年12月に都市計画税の廃止について提案され、都市計画税が平成25年度から廃止となり、以来、帯広市、芽室町、そして広尾町の3市町のみが課税・徴収している状況であります。

広尾町といたしましては、現在も道路や下水道施設、公園整備事業と、その維持管理事業に充当しており、目的に沿ったものと認識しております。また、現在の財政状況を踏まえますと、現段階では見直し議論には至っていないところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 10番、前崎茂議員。

1、10番（前崎） まず、1点目のコミバスの早期運行について再質問いたします。

コミバスの導入については、今までも誘致に当たって、この場で取り上げさせていただいており

ます。そういった中で、管内のいわゆるコミバス等の実施状況について、私も各町村から資料を頂いて、例えば路線図ですとか時刻表ですとか、バス停のそういった細かいマップも頂いております。大樹町も多分、十勝管内で17番目の実施町村ということになるかと思うのですが、そういった中で例えば、先ほどもお話ししましたけれども、芽室町とか音更町は、コミバスの運行を開始してから、もう既に15年とか20年近くたつ、先進町村ということになってございます。

そういった中で、一番身近な部分の先ほど大樹町の事例を説明させていただきましたけれども、大樹町は、先ほど言いましたけれども、2020年から実証運行しておりますけれども、実は2019年、このときに町民からアンケート調査をまずやっているのですね。翌年度、2020年度から大樹町の公共交通会議、これを2回開催いたしまして、そういった中で進めてきて、この会議を2回開催して、その年の秋に実証運行をされているわけでありまして。翌2021年には、この公共交通会議を4回実施しております。それで、4回のうち2回目の会議を終えてから、先ほども触れましたけれども、公共交通計画を策定したということでありまして、言ってみれば町民アンケートを取りながら、公共交通会議でいろんなことを進めながら、それで実証試験をまず実施するということで、町村によっては、この期間が6か月だとか、あるいは1年の期間もありますけれども、そういった中でいわゆる試行錯誤を繰り返して、とりわけ実証試験の段階で、例えば路線ですとか、バス停の位置ですとか、そういったことを設定して、やりながら、その都度、改定していくといたしますか、そういった中で、いわゆる本格運行に向けての実証運行という形だというふうに思っています。ちなみに、大樹町は2020年度に2回、2021年度が4回、それから2022年度も2回、それから2023年度が4回、2024年度が2回という形で、2020年度から大体年2回から4回、この公共交通会議を開催して、その都度、利用者の意見を聞きながら、さらに実効性のある形で進めていったというふうに聞いております。

そういった意味では、先ほどまだ具体的に決めていないという形で、再度ワーキングチームを開催したいということなのですが、やはり町民のそういったアンケート、そういったものを取りながら、どういった形がいいのかということもまず含めて、実証運行ということに結びつけていくのが一番ベターかなと思うのですが、例えばその辺で町民のアンケート調査ですとか、そういったことについて、今後の作業のロードマップなんかどういった形で計画をされているのか、お答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今まで進めてきた内容について、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、今後の部分につきましては、まだ未定のところがありますけれども、今、大樹町の例を挙げてご質問いただきましたけれども、やっぱり今現状、今年に入って商店が1店閉店したということもあって、より一層、高齢者の皆さん方の、コミバスも含めて新たな公共交通の期待というのは、大きくなっているのかなというふうに認識をしております。

今後の進め方については、まだ未定のところがありますけれども、今、参考としてお話いただき

ました、スピード感を持ってというお話の例だというふうに思いますけれども、そういったことも含めて、今後ワーキングチームを開催しながら意見交換を行いながらということでありますけれども、新たにまたアンケートということになりますと、また時間的なこともありますけれども、できるだけ早期に広尾町がどういった交通形態が一番合っているのか。コミバスに限らず、いろんな交通体系を組み合わせないと、なかなかうまくいかないのかなというふうに思っています。昨年の6月に同じ質問を前崎議員のほうからいただいておりますけれども、広尾町内には十勝バスが、今、1時間置きにぐるぐる回っているのですけれども、そういった既存の公共交通との兼ね合い、それから例えば農村部ではコミバスがいいのか、あるいは乗り合いのライドシェアも含めて、そういったものがあるのか、デマンドがいいのか、その地域地域によっても違うと思いますので、そういう状況を細かく検証しながら進めていかなければならないというふうに考えているところであります。いずれにしても、今後スピード感を持って進めることが重要だと思っておりますので、そういう形で進めていきたいというふうに考えています。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 冒頭も触れましたけれども、今からもう10年近く前、本通9丁目のスーパーが駅前に統合されたときも、高齢者の方から一定のそういった買物が大変だということは聞いておりますけれども、今回のを含めて、本通6丁目の食品スーパーが閉店したということで、特に今、70歳前後の高齢者の方で膝が痛いか足腰が丈夫でない方が、長距離歩けないという形で、当然車も持っていない方なのですけれども、何とかならないかという声が複数寄せられておまして、そういった意味では、今年度、公共交通会議が開かれたということで、それは今後の実証試験あるいは本格運行含めての見通しであるということで、説明はさせてもらったのですけれども、一般的に公共交通会議で審議をした後に、翌年度の多分早い時期に実証試験をやるというのが今までの18町村の事例であるものですから、そういう形でご説明をさせてもらったのですけれども、やはりそういった意味では、確かにワーキンググループでの協議も必要ですけれども、実際地域によっていろんな要望のパターンが違うと思うのです。例えば芽室町なんかは、バス停が80か所以上あるのです。1日5回運行していますけれども、例えば音更町は、さらに町の市街地の行政区域が広いものですから、2つのルートがあるのですけれども、1つのルートは115か所のバス停があるのです。だから、合わせると230か所。かなりああいった交通機関の便利なところでも、きめ細かく路線図を配置しているということで、相当な住民の利用者の声を聞いてやられたと思うのですけれども、音更町は年間大体3万5,000人ぐらい利用されている町なのですけれども、そういった意味では利用者あるいは町民の声を聞くということは、非常に事務的にも大変なことでしょうけれども、そういったことを踏まえて、そういったワーキンググループあるいは公共交通会議で諮っていく必要があるのかなと思うのです。

そういった意味で、先ほども言いましたけれども、大樹町はいの一番に町民のアンケート調査をやったということでスタートしておりますけれども、その点について、もう一度お答えをいただき

たいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） アンケートの関係については、後ほどお答えします。

地域公共交通会議の委員の関係をまず説明させていただきますけれども、22名ということで、それぞれ交通事業者も含めて官公庁も含めて入っておりますけれども、地域住民として入っている方々については7人おまして、1人は町内会連合会の理事、老人クラブ連合会の会長、商工会の事務局長、社会福祉協議会の会長、音調津町内会の副会長、新生町内会の会長、豊似市街地町内会の会長ということで、7人のそれぞれ地域の、代表ということではありませんけれども、それぞれ地域の方も入れて公共交通会議をしていく中で、地域の声という部分については、全てではないですけれども、そういった方々からもいただいているところの中で整理をしていくという考え方でおります。

一番手っ取り早い方法として、大樹町でも行われているそういったアンケートの部分、今後、交通会議を来年度以降といいますか、開いていく中で、そういったアンケートが可能であれば、そういう方法も取り入れた中で、地域住民の声を生に聞くということも必要でしょうから、どういった形になるかは別としても、そういった声を広く聞くという方法も取り入れていきたいなというふうに考えています。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 先ほどの答弁の中で、デマンド型交通、ライドシェアというようなことも視野に入れて検討するということでありましたけれども、実際デマンド型タクシーというのは、例えば芽室町とか幕別町とか農村部でやっているのですけれども、決算状況を見たら、500円で例えば駒島までタクシーが行くのかということで、町としては会計的にかなり赤字だというふうに資料を頂いておりますし、あとライドシェアの関係なのですけれども、これも先ほどもちょっと触れましたけれども、国土交通省の交通空白区域の緊急対策事業ということなのですけれども、これはあくまでも交通空白地域ということで、例えば大樹町の場合も石坂は入っていないのです。要するに、尾田地域とか晩成とか生花とか、一切車が走っていない、そこについて対象にするということでやられているものですから、仮に広尾町でいけば、音調津地域はなるかもしれませんけれども、野塚市街とか豊似市街はならないのかなという形で、いわゆる農村部に限るということになるかと思うのです。

あと、そういった意味では、これから費用対効果も含めていろいろと検討しなければなりませんけれども、先ほどの検討でも国や道の各種補助金制度を活用するということなのですけれども、過疎地域に限っていけば、以前もお話ししましたけれども、地域内のフィーダー補助というのが、これは2分の1までいかないのですけれども、大体4割程度は補助として支給されるというような計

算もされておりますので、そういった部分のことも活用しながら、ただ、この補助事業については一定の条件があるものですから、私もそこまでは調べていませんけれども、そういったことも含めて一番早くできる、そういったものを検討していく必要があるかと思うのですけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 実施する際には、様々な形態があるということで、コミバス、デマンド交通、ライドシェアということでお話がありました。

議員言ったように、やっぱり農村部においては、いろんな意見があるのですが、コミバスを走らすか、それともデマンド交通にするかというところで、やっぱり農村部というのは、1軒1軒の間の距離が長いですし、広い地域ということで、今お話ありましたように、やっぱりデマンド交通ということになると、相当な距離を呼ばれて行って、そして費用を回収してとかとなると、委託料と個人の支払う分も含めても、相当な赤字になるのではないかというふうに考えているところでもあります。かといって、ではその広い地域をコミュニティバスで走るということになると、またその1軒1軒が長い、バス停が細かくないと、コミュニティバスという特徴が発揮されませんので、細かな停留所をつくっていくということになると、やはりいろんなところをぐるぐるぐるぐる回らなければならないということで、時間の制約ということもあるのだというふうに思います。

先ほど来申し上げているとおり、広尾町にとって、地域ごとにも違いますけれども、市街地であればどういう形態がいいのか、あるいは農村部、漁村部であればどういう形態がいいのか、そういったことを今後十分に検討しながら、最適な交通体系を確立していくということが重要だと思います。ただ、それをそこに至るまで考えて考えていっても時間がかかりますので、今、議員がおっしゃっているように走りながら考えるということもひとつ必要だと思いますので、そういった部分については、なるべく早くそういった事業をできるように、限られた人員の中でやっているものから、なかなか一遍にその部分についてできない部分もありますけれども、なるべくそういった形で進めたいというふうに思っております。また、費用対効果の部分についても、同様に何が最適な方法であるかという部分、十分に考えながら進めていきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 一定程度の国等の助成はあるとしても、確かに今までコミバスですと、ワンコイン、100円で乗れるということですから、費用が相当かかるということで、町の持ち出しも一定程度あるかと思いますが、そういった意味で、先ほどライドシェアのことをちょっと大樹町の例で話しましたが、大樹町は言ったように農村部の行政面積が広いわけで、かなり多岐にわたってのコースを設けたのですけれども、ただ、先ほど言ったように、ライドシェアそのものが自家用の有償の運行制度ということで、例えば大樹町が12台のワゴン車を買って、運転手は、いわゆ

る二種免許を持たないでも普通車の運転の方でも運転できるということで、大樹町は現在、11月から実証試験をやりますけれども、運転手5人登録して、プラス町の職員2人が予備という形で、7人の運転手登録をして、それでニーズがあれば運行するというので、実際それほど多く、農村部だけですか、あまり要望はないというふうに聞いていますけれども、そういった形で非常に緩やかな制度といいますか、そういった意味でコスト的にも効率的に運行できるかなというような部分と、もう一つは、この実証試験で助成制度があるということは、すごく大樹町にとってはメリットがあるというか、そういった部分では、本町もしそういった組合せが必要であれば、そういったことも検討する必要があると思いますし、たまたま大樹町は農村部についての足の確保というのは、現時点でも一切やっていなかったということで、今回ライドシェアということで申請をしたというふうに聞いておりますけれども、そういったことも含めて、多岐にわたって検討していただきたいと思っております。

次に、都市計画税の見直しについてでありますけれども、先ほども池田町の事例をお話しさせていただきましたけれども、重複しない部分でお話ししたいと思うのですが、先ほどの答弁で財政状況を踏まえて現段階では見直す予定は考えていないということなのですが、実は池田町も、これは2013年度から都市計画税を廃止していますけれども、2010年のときの一般質問の議事録なのでありますが、この質問者に対して当時の勝井勝丸町長は、池田町は昭和31年から都市計画税を取り入れたわけなのでありますが、その昭和31年当時、独自財源確保に各市町村が大変苦慮していた時代であると。そういった中で、市街地の道路や公園、上水道などの整備が急がれ、その貴重な財源充当を取り入れてきたというふうに答弁していますけれども、当然当時そういった形で都市計画税を導入したというふうな認識はあるのですが、ただ、この中で、現在、区域内の主要事業がほぼ終了しましたが、徴収された税は都市計画区域内で投資された下水道の償還に充当していると。都市計画税の調定額2,500万円に対して、下水道の償還額は5億円だと。都市計画税収入額の約20倍ほどになっているという答弁をしているのですね。そういった中で、現在においても財政状況が非常に厳しいということで、ぜひこの難局を議員の皆さんや町民の皆さんのご協力を得て、先頭に立って乗り切りたいと思っておりますので、何とかご理解を賜りたいという答弁をしているのですね。もう非常に平身低頭な答弁なのですが、ただ、この直後に、さっき言った、現時点で区域内の主要事業ほぼ完了しているということで、議会でのそういった議論も踏まえて、先ほど言ったように3年後には廃止をしたということですから、そういったことでいくと、広尾町もやはり、いわゆる都市計画法という本旨から見ると、この都市計画地域の課税については、内容から見て、本旨から見て乖離しているということだと思っておりますので、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、池田町の例を取ってお話がありましたけれども、本旨からいけば、そういうことになるのだというふうに思っております。

ただ、平成22年4月に総務大臣から発出されている地方税法の取扱いという部分につきましては、都市計画税を課することのできる事業に要する費用という部分につきましては、事業実施のため借り入れた借入金の償還金等を含むというふうに通知の中でもされているところであります。今、池田町の例の当時の町長が申し上げた部分についても、その部分だというふうに思いますけれども、本旨からいけば確かに議員のおっしゃるとおり、公園ですとか都市計画法に定められた事業についてはもう終了しているということで、その事業が終了した場合には廃止も含めて見直すべきでないかという部分については、それについては間違いではないというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 今、町長言われた部分については、局長通達に基づいて実施していますので、当時の池田の町長もそういうふうにお答えしていたのですね。ですから、本旨ではないけれども、広義な解釈で局長通達で可ということを取っていますというふうに答弁していたのですけれども、ただ、その後の論議で、やはり好ましくないということで廃止の提案をしたというふうに聞いております。

一方、芽室町の都市計画なのですけれども、広尾町は0.2%課税していますけれども、標準税率は国で定めている0.3%ですから、それ以内ということで、広尾町は0.2%なのですけれども、芽室町は0.1%なのです。広尾町の2分の1の課税しかしていないのです。加えて、芽室町は、昭和45年から今日まで24回、都市計画区域の決定をしているのですけれども、要するに、例えば芽室東工業団地の都市計画から別な地域の土地区画整理事業区域とかという形で、区域区域に分けて今まで24回やっているのです。ですから、広尾町のように全域を都市計画区域内にしているというところは、芽室町と比較すると、それはないということで、その辺も我々も芽室町から資料を頂いて初めて分かったことなのですけれども。

あと、やっぱり町民の中で、都市計画税というのは市街地に当然付き物だというふうに理解している人が大多数だと思うのです。それで、私もこの間、説明したときにそういう話をしたら驚いていましたけれども、やはり今これからそういった意味では、広尾町も財政が大変なので、先ほどの池田の町長ではないですけれども、貴重な財源だということが答弁の中でもありましたけれども、やはり課税については、法律の精神とかそれに基づいてきちっと論議する必要があるのかなど。例えば税率も含めて、やっぱりこれから見直していく必要があるのかなというふうに思いますけれども、現段階では見直せないということなのですけれども、今後に向けてどういった考えを持たれているか、併せてご御答弁いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 芽室町の部分については、私も0.2%というふうに承知しておりましたけれど

も、今、下がっているということでもあります。

いずれにしても、先ほど来申し上げているとおり、今の広尾町の財政状況を鑑みれば、希少な財源であることについては間違いないというふうに思っております、それも目的税でありますから、何か別な用途に使っているということではなくて、本来行われた、そういった公園ですとか、道路あるいは下水道事業、そういったものの償還、また、維持管理に使われているということで、目的外に使っているということではございませんけれども、現段階で見直しをするような議論には至ってはいませんが、将来的なお話を聞かれましたので、仮に見直すとすれば、今の財政状況がどういう状況になるか、今後5年、10年の間にどういうふうになるかという部分、先の見通しはなかなかつきませんけれども、そういった見直しような場面になったときには、やはり今まで広尾町の都市計画税、たしか調定額では3,300万円ぐらい今現在あるわけですが、本当に大きな金額でございます。主に下水道事業の償還に今現在充てられているということで、そういった財源の確保についても、別なところにやっぱり求めていかなければならない状況になると思うのです。その3,300万円がなくなったときに、では今かかっている都市計画税の3,300万円をどうするか。一般財源で補填をするのか、また別な形で下水道の使用料とか、そういった形で求めていくのか。そういった議論も同時に進めていく必要があるというふうに思っております、その議論が始まる段階においては、そういったことも含めて同時に考えていかなければならないというふうに考えています。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 今、行革を進めているという観点の中では、十分そういったことは認識しておりますけれども、今、町長が言われたこと、池田町長の答弁と非常に類似しているということで、いずれ早い時期にそういうふうになるかというふうに思っておりますけれども、町民のそういった理解も含めてやっぱり広くこれから発信していく必要があるかと思っておりますので、そのことを要望して質問を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終了します。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日4日は議事の都合により休会とし、5日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時53分